

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 21 類 各種の調製食料品 (省 略) 21.06 調製食料品（他の項に該当するものを除く。） (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1) ～ (15) (省 略) (16) <u>食餌補助剤又は栄養補助食品 と しばしば 称される調製品 で、1 以上のビタミン類、ミネラル類、アミノ酸、食品中に存在する物質の濃縮物、エキス、分離物又はこれらに類する物質（又はその様な物質の合成物）から成り又はこれらをもとし、普通食の補助剤として提示されるもの。この種の物品には、さらに甘味料、色素、香味料、香気性物質、担体、賦形剤、安定剤その他の技術的な補助剤を含有する物品も含まれる。この種の物品は、しばしば、これらが健康全般を維持 し、運動能力を改善し、栄養不足を予防し又は最適水準以下の栄養素を適正化する 旨の表示 と共に包装されている。</u> <u>これらの調製品は、該当する栄養欠乏症以外の病気に対して治療又は予防の効果を与える十分な量の有効成分を含有していない。その他の調製品で、特定の病気に対し治療又は予防の効果を与える十分な量の有効成分を含有するものは含まない (30.03 又は 30.04)。</u> (省 略) この項には、更に、次の物品を含まない。 (a)、(b) (省 略) (c) <u>食用に供する食餌補助剤として製造された、ココアを含有する調製品 (18.06)</u>	第 21 類 各種の調製食料品 (同 左) 21.06 調製食料品（他の項に該当するものを除く。） (同 左) この項には、次の物品を含む。 (1) ～ (15) (同 左) (16) <u>食餌（じ）補助剤 と称される調製品 ：植物エキス、濃縮果実、はちみつ、果糖等をもととして、これにビタミン類を添加し、時には少量の鉄化合物を加えたものである。これらの調製品の包装には、しばしば、これらが一般的な健康を維持 する 旨の表示 がある。ただし、病気の予防又は治療を目的とした類似の調製品は含まない (30.03 又は 30.04)。</u> (同 左) この項には、更に、次の物品を含まない。 (a)、(b) (同 左) (新 規)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 30 類 医療用品 （省 略） 30.03 医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしていないものに 限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。） （省 略） <u>更に、この項には、しばしばビタミン類又はミネラル類を含有する食餌補助剤と称される調製品で、通常、健康全般の維持、運動能力の改善、栄養不足の予防又は最適水準以下の栄養素の適正化を目的として作られたもの</u> を含まない。これらの物品は、<u>液状、粉状その他これらに類する形状の場合もあり、通常、21.06 項又は 22 類に属する。</u> <u>他方、この項には、中に入っている飲食物が単に医薬物質のための支持物、賦形剤（ビヒクル）、甘味料若しくは加工助剤又は技術的な補助剤としての役割（例えば、摂取を容易にするため）を果たすに過ぎない調製品</u> を含む。 （省 略） 30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。） （省 略）	第 30 類 医療用品 （同 左） 30.03 医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしていないものに 限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。） （同 左） <u>更に、この項には、一般的な健康の維持を目的として作られたビタミン類又は無機塩を含有する食餌補助剤で、特定の病気の予防用又は治療用に供する旨の表示のないもの</u> を含まない。これらの物品は <u>一般に液状（粉状又はタブレット状にする場合もある。）</u> を呈し <u>通常、21.06 項又は 22 類に属する。</u> <u>他方、この項には、中に入っている飲食物が単に医薬物質のための支持物、賦型剤（ビヒクル）又は甘味剤（例えば、摂取を容易にするため）の役割を果たすに過ぎないような調製品</u> を含む。 （同 左） 30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
更に、この項には、<u>しばしばビタミン類又はミネラル類を含有する食餌補助剤と称される調製品で、通常、健康全般の維持、運動能力の改善、栄養不足の予防又は最適水準以下の栄養素の適正化を目的として作られたもの</u>を含まない。これらの物品は、<u>液状、粉状、カプセル状、タブレット状その他これらに類する形状の場合もあり、通常、21.06 項又は 22 類に属する。</u> 他方、この項には、中に入っている飲食物が単に医薬物質のための支持物、<u>賦形剤（ビヒクル）、甘味料若しくは加工助剤又は技術的な補助剤としての役割（例えば、摂取を容易にするため）を果たすに過ぎない調製品</u>を含む。 （省 略） 第 39 類 プラスチック及びその製品 （省 略） 39.23 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 （省 略） この項には、特に <u>ごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）</u>のような家庭用品及び食卓用品又は化粧用品として使用するコップで、包装用又は運搬用として容器の性格を有しないもの（時にはこのような目的に使用されるかされないかを問わない。）（39.24）、42.02 項の容器並びに 63.05 項の柔軟性のあるばら荷用中型容器（flexible intermediate bulk containers）を含まない。 39.24 プラスチック製の食卓用品、台所用品、その他の家庭用品及び化粧用品	更に、この項には <u>一般的な健康の維持を目的として作られたビタミン類又は無機塩を含有する食餌補助剤で、特定の病気の予防用又は治療用に供する旨の表示のないもの</u>を含まない。これらの物品は <u>一般に液状（粉状又はタブレット状にする場合もある。）</u>を呈し、通常、21.06 項又は 22 類に属する。 他方、この項には、中に入っている飲食物が単に医薬物質のための支持物、<u>賦形剤（ビヒクル）又は甘味剤（例えば、摂取を容易にするため）の役割を果たすに過ぎないような調製品</u>を含む。 （同 左） 第 39 類 プラスチック及びその製品 （同 左） 39.23 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 （同 左） この項には、特に <u>ごみ箱</u>のような家庭用品及び食卓用品又は化粧用品として使用するコップで、包装用又は運搬用として容器の性格を有しないもの（時にはこのような目的に使用されるかされないかを問わない。）（39.24）、42.02 項の容器並びに 63.05 項の柔軟性のあるばら荷用中型容器（flexible intermediate bulk containers）を含まない。 39.24 プラスチック製の食卓用品、台所用品、その他の家庭用品及び化粧用品

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） この項には、次のプラスチック製の物品を含む。 （A）、（B）（省 略） （C）その他の家庭用品：灰皿、湯入れ瓶、マッチ箱用ホルダー、<u>ごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）</u>、ばけつ、じょうろ、食料貯蔵用の容器、カーテン、テーブルカバー、家具用ほこりよけカバー等 （D）（省 略） （省 略） 39.26 その他のプラスチック製品及び第 39.01 項から第 39.14 項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品 （省 略） これらには、次の物品を含む。 （1）～（13）（省 略） <u>この項には、ごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）のような家庭用品を含まない。</u> （省 略） 第 72 類 鉄 鋼 （省 略） 72.04 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット （省 略）	（同 左） この項には、次のプラスチック製の物品を含む。 （A）、（B）（同 左） （C）その他の家庭用品：灰皿、湯入れ瓶、マッチ箱用ホルダー、<u>ごみ箱</u>、ばけつ、じょうろ、食料貯蔵用の容器、カーテン、テーブルカバー、家具用ほこりよけカバー等 （D）（同 左） （同 左） 39.26 その他のプラスチック製品及び第 39.01 項から第 39.14 項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品 （同 左） これらには、次の物品を含む。 （1）～（13）（同 左） （新 規） （同 左） 第 72 類 鉄 鋼 （同 左） 72.04 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(A) く ず この項には、15 部の注 8 (a) に規定する鉄鋼のくずを含む。 鉄鋼のくずには、さまざまな性状のものがあり、通常、次の形状をしている。 (1) (省 略) (2) 破損、切断、摩損その他の理由により、明らかに本来の用途に供することができない鉄鋼の製品 <u>及びその様な製品のくず</u> : <u>この種の</u> 鉄鋼のくずは、使用者の要求する寸法及び品質に適合させるため、通常次のような方法により調製される。 (a) ~ (e) (省 略) (省 略) 第 73 類 鉄 鋼 製 品 (省 略) 73.23 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 (省 略) (A) 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 (省 略) このグループには、次の物品を含む。 (1)、(2) (省 略) (3) その他の家庭用品 洗たく用の大がま及びボイラー（加熱器具を有しないもの）、<u>ごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）</u>、バケツ、石炭入れ、水お	(A) く ず この項には、15 部の注 8 (a) に規定する鉄鋼のくずを含む。 鉄鋼のくずには、さまざまな性状のものがあり、通常、次の形状をしている。 (1) (同 左) (2) 破損、切断、摩損その他の理由により、明らかに本来の用途に供することができない鉄鋼の製品：鉄鋼のくずは、使用者の要求する寸法及び品質に適合させるため、通常次のような方法により調製される。 (a) ~ (e) (同 左) (同 左) 第 73 類 鉄 鋼 製 品 (同 左) 73.23 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 (同 左) (A) 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 (同 左) このグループには、次の物品を含む。 (1)、(2) (同 左) (3) その他の家庭用品 洗たく用の大がま及びボイラー（加熱器具を有しないもの）、<u>ごみ箱</u>、バケツ、石炭入れ、水おけ、灰皿、熱湯用びん、びん用かご、移

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
け、灰皿、熱湯用びん、びん用かご、移動式くつ拭き、アイロン台、洗たくかご、果物かご、野菜かご等、手紙入れ、洋服掛け、くつの保存型、弁当箱等 (省 略) 73.26 その他の鉄鋼製品 (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a)、(b) (省 略) <u>(c) 73.23 項のごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）</u> <u>(d) 鉄鋼製の鋳造製品（73.25）</u> <u>(e) 事務用具（例えば、ブックエンド、インキスタンド、ペン皿、吸取紙の台、文鎮、スタンプ台）（83.04）</u> <u>(f) 装飾用に供される像、花びん、つぼ及び十字架（83.06）</u> <u>(g) 商店、工場、倉庫等において永久設備として備え付けられる大型の棚（73.08）及び 94.03 項の棚付き家具</u> <u>(h) 紡織用繊維製又は紙製のランプのかさを作するための骨組（94.05）</u> (省 略) 第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 (省 略) 87.16 トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品 (省 略)	動式くつ拭き、アイロン台、洗たくかご、果物かご、野菜かご等、手紙入れ、洋服掛け、くつの保存型、弁当箱等 (同 左) 73.26 その他の鉄鋼製品 (同 左) この項には、次の物品を含まない。 (a)、(b) (同 左) (新 規) <u>(c) 鉄鋼製の鋳造製品（73.25）</u> <u>(d) 事務用具（例えば、ブックエンド、インキスタンド、ペン皿、吸取紙の台、文鎮、スタンプ台）（83.04）</u> <u>(e) 装飾用に供される像、花びん、つぼ及び十字架（83.06）</u> <u>(f) 商店、工場、倉庫等において永久設備として備え付けられる大型の棚（73.08）及び 94.03 項の棚付き家具</u> <u>(g) 紡織用繊維製又は紙製のランプのかさを作するための骨組（94.05）</u> (同 左) 第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 (同 左) 87.16 トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品 (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
この項には、次の物品を含む。 (A) (省 略) (B) 手動又は足によって進む車両 (省 略) この項には、次の物品を含まない。 <u>(a) ごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）（例えば 39.24 又は 73.23）</u> <u>(b) 一般に 3 輪又は 4 輪の車輪（これらの一部又は全部は旋回する）の上に取り付けられた金属管のフレーム、ハンドル及びハンドブレーキから成る、walker-rollators として知られている歩行補助道具 (90.21)</u> <u>(c) 商店において使用する種類のかご細工製又は金属製等の小型の車輪付きコンテナ（例えば、車輪付きバスケット）でシャシを有しないもの（構成する材料により該当する項に属する。）</u> (省 略)	この項には、次の物品を含む。 (A) (同 左) (B) 手動又は足によって進む車両 (同 左) この項には、次の物品を含まない。 (新 規) <u>(a) 一般に 3 輪又は 4 輪の車輪（これらの一部又は全部は旋回する）の上に取り付けられた金属管のフレーム、ハンドル及びハンドブレーキから成る、walker-rollators として知られている歩行補助道具 (90.21)</u> <u>(b) 商店において使用する種類のかご細工製又は金属製等の小型の車輪付きコンテナ（例えば、車輪付きバスケット）でシャシを有しないもの（構成する材料により該当する項に属する。）</u> (同 左)